

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印)	
京都市伏見区深草向畑町1-1				独立行政法人国立病院機構京都医療センター 院長 葛谷英嗣 電話 075 - 641	
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	病院				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減等、病院を上げて5%以上のCO2排出量の削減を目指す。(＜18＞職員の軽装による省エネ勤務や、空調機器の温度設定を夏期28度にするよう徹底する)				
推進体制	院内で療養環境及び患者サービスを検討する「医療・行政サービス向上委員会」で副院長を本部長とする地球温暖化対策小委員会の設置と実施計画を策定し、例月で進捗状況を検討する。(＜18＞夏期電力の抑制について室温管理と節電を職員に周知・徹底する)				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~20	事務・診療部門	納入業者に対して、梱包材料の持ち帰りを求めるとともに、詰め替え式の製品購入や通い箱を利用させ、分別を徹底することによりゴミ排出量の5%削減につとめる。		
	18	駐車場	アイドリングストップの奨励看板を駐車場内に掲示し、来院患者等のアイドリングストップを95%に高める		
	18~20	事務・診療部門	熱吸収フィルムの貼付により、建物断熱性能を向上させ、空調の適温化を確実に実施するとともに照明、空調設備の保守点検整備を定期的に行い、病院をあげて節電に取り組むことにより電力を5%削減する		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	5,966 t	5396 t	-9.5 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 5966 t	*2 5,396 t	-9.5 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t
差引排出量 (排出合計-削減量等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	*1 5966 t	(*2)-(*3) 5396.0 t	-9.5 %		
特記事項	18年度はアイドリングストップ掲示、熱吸収フィルムの貼付、納入物品のノンパーッケージ化等に取り組むが、熱波・寒波の影響により、病室の室温コントロールが24時間必要となる時期が例年になく長期間となる可能性があり、結果的に電気量等の増加のため計画通り削減できない場合もあると考える。今後とも地道な取り組みに加え、コジェネレーション等による温暖化対策を前倒して検討したい。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。